

水産委員会議録第二十四号

昭和二十九年四月二十六日(月曜日)

午後一時五十七分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 小高 嘉郎君 理事 川村善八郎君

理事 鈴木 善幸君 理事 田淵 光一君

理事 中村庸一郎君

中村 清君

濱田 幸雄君

吉武 惠市君

辻 文雄君

出席政府委員

総務府事務官(自

治庁財政部長)

農林技官(水

産庁漁政部長)

農林事務官(水

産庁漁政部長)

同組合員

専門員 徳久 三種君

四月二十一日

委員志村茂治君、山中日露史君及び

長正路君辞任につき、その補欠とし

て勝間田清一君、神近市子君及び佐

竹新市君が議長の名で委員に選任

された。

四月十七日

漁業協同組合育成強化並びに共販事

業確立等に関する陳情書(長崎県南

松浦郡崎山村崎山漁業協同組合長理

事才津新造外二名)(第二八二六号)

公海および運邦領海における漁業

の操業等に関する陳情書(国会共闘

会議事務局長相沢重明)(第二八二七

号)

ビキニ環礁熱核爆発実験による被害
補償等に関する陳情書(神奈川県議
会議員篠崎隆外二名)(第二八八八
号)

まぐろ及びかつおの輸出振興に関

する陳情書(東京都港区芝新橋四丁

日本冷凍食品輸出組合理事長中部謙

吉外二名)(第二八八九号)

加工水産物の輸出振興に関する法律

制定促進の陳情書(東京都港区芝新

橋四丁日本冷凍食品輸出組合理事

長中部謙吉外三名)(第二八九〇号)

同月二十四日

漁業生産力の増強に関する陳情書

(全国漁業協同組合連合会会長理事

木下辰雄)(第二九四〇号)

水産立法並びに行政機構拡充に関

する陳情書(全国漁業協同組合連合会

会長理事木下辰雄)(第二九四一号)

漁業法並びに水協法改正に関する陳

情書(全国漁業協同組合連合会会長

理事木下辰雄)(第二九四二号)

近代漁具への転換促進に関する陳情

書(全国漁業協同組合連合会会長理

事木下辰雄)(第二九四三号)

漁場の確保並びに安全漁業に関する

陳情書(全国漁業協同組合連合会会

長理事木下辰雄)(第二九四四号)

漁協活動に対する国庫助成に関する

陳情書(全国漁業協同組合連合会会

長理事木下辰雄)(第二九四五号)

漁業金融対策に関する陳情書(全国

漁業協同組合連合会会長理事木下辰

雄)(第二九四六号)

漁業用燃料確保に関する陳情書(全

国漁業協同組合連合会会長理事木下
辰雄)(第二九四七号)

水産物価格安定並びに流通秩序確立

に関する陳情書(全国漁業協同組合

連合会会長理事木下辰雄)(第二九四

八号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

輸出水産物の振興に関する法律案起

草の件

水産金融に関する件

漁場水質汚濁防止対策に関する件

○田口委員長 これより会議を開きま

す。

ただいまより輸出水産物の振興に関

する法律案の起草の件について議事を

進めよう。

先般来水産貿易に関する小委員会に

おきまして、輸出水産物の振興に関

する法律案を起草中でありましたが、去

る二十一日同小委員会におきましてそ

の成果を得、同法律案が委員会に提出

されております。この際本小委員会の

案につきまして、小委員長の説明を求

めます。中村庸一郎君。

輸出水産物の振興に関する法律案

(小委員会案)

輸出水産物の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、輸出水産物の

振興を期するために、輸出水産物

の加工度の向上及び品質の改善並

びに輸出水産業者の自主的調整に

民経済の発展に寄与することを目

的とする。

(定義)

第二条 この法律において「輸出水

産物」とは主として輸出の用に供

せられる水産製品で政令で指定す

るものをいい、「輸出水産業」と

は輸出水産物を製造(冷凍又は冷

凍品の冷蔵を含む。以下同じ。)す

る事業をいい、「輸出水産業者」と

は輸出水産業を営む者をいう。

2 農林大臣は、前項の政令の制定

又は改廃の立案をするときは、輸

出水産業振興審議会の意見を聞か

なければならぬ。

(製造施設の登録)

第三条 輸出水産業者は、省令で定

めるところにより、省令で定める

製造施設につき、農林大臣又は都

道府県知事の登録を受けなければ

ならない。輸出水産業者が他人に

輸出水産物の製造を委託する場合

においては、その受託者(以下

「製造受託者」という。)も、同様

とする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、

前項の登録の申請に係る製造施設

が省令で定める技術上の基準に適

合する場合に、登録をしなければ

ならない。

3 農林大臣は、前条の輸出水産物

の指定があつた日において現に輸

れを緩和することができる。

4 農林大臣は前三項の省令を定め

るには、あらかじめ、輸出水産業

振興審議会の意見を聞かなければ

ならない。

(登録の取消)

第四条 農林大臣又は都道府県知事

は、輸出水産業者又は製造受託者

が左の各号の一に該当するときは

は、登録を取り消し、又は期間を

定めてその事業の停止を命ずるこ

とができる。

一 この法律の規定に違反したと

き。

二 次項の規定による命令に違反

したとき。

三 不正の手段により登録を受け

たとき。

四 当該製造施設が前条第二項の

基準に適合しなくなつたとき。

2 農林大臣又は都道府県知事は、

輸出水産業者又は製造受託者の製

造施設が前条第二項の基準に適合

しなくなつたと認めるときは、そ

の者に対し、期間を定めて、当該

基準に適合させるため必要な措置

をとるべきことを命ずることがで

きる。

(登録手数料)

第五条 登録申請者及び省令で定め

る登録換の申請をする者は、政令

で定めるところにより、登録手数

料を納めなければならない。

(施設の改善)

第六条 農林大臣は、輸出水産物の

加工度の向上又は品質の改善のた

め必要があると認めるときは、第三條の規定により登録を受けた輸出水産業者又は製造受託者に対し、同条の製造施設の改善につき勧告することができる。

(輸出水産業者組合)

第七條 輸出水産業者は、輸出水産業の健全な発達を図り、輸出水産物の輸出の振興に資するため、左の各号に掲げる要件を備えた全国一円の輸出水産業者組合(以下「組合」という。)を組織することができる。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であること。
- 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分益に充てず、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。

(人格及び住所)
第八條 組合は、法人とする。

第九條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(組合の名称)

第九條 組合の名称中には、「輸出水産業者組合」という文字を用いなければならない。

第十條 組合でない者は、その名称中に、「輸出水産業者組合」という文字を用いてはならない。

第十一條 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二十條第一項及び第二十一條(商号)の規定を準用する。

(免税)

第十條 組合の所得のうち、組合事業の利用分益に充てて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

(出資)

第十一條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

- 2 出資一口の金額は、均一でなければならない。
- 3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。
- 4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。
- 5 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第十二條 組合員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

第十三條 組合員は、定款の定めるところにより、第二十五條において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第四十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

第十四條 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

第十五條 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

を組合に差し出さなければならない。

(設立)

第十三條 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の者が發起人となることを要する。

第十四條 發起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

第十五條 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が左の各号に適合していることを認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 第七條各号の要件を備えていること。
- 二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- 三 その設立が当該輸出水産業の安定及び振興上必要であること。
- 四 發起人は、第二項の認可の申請をするには、当該輸出水産業者の総数の三分の二以上を占め且つ過去一年間の製造数量において当該輸出水産物の総製造数量の二分の一以上を占める者の同意を得なければならない。

(定款)

第十四條 組合の定款には、少くとも左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込の方法

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 組合員の権利義務に関する規定

十一 役員の数及び選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

第十四條 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(定款の変更)
第十五條 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)
第十六條 農林大臣は、組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その組合の解散を命ずることができる。

一 第七條各号に適合するものでなくなつたとき。

二 定款で定める事業以外の事業

を行つたとき。

第十七條 農林大臣が組合の解散を命じた場合における第二十五條において準用する中小企業等協同組合法第八十八條の規定による解散の登記は、農林大臣の嘱託によつてする。

(事業)

第十八條 組合は、左の各号に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入
- 二 輸出水産物の保管、運送及び検査並びに副資材の供給その他組合員の共通の利益を増進するための施設
- 三 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 四 組合員の経済的地位の改善のためにする副資材の購入その他に関する団体協約の締結
- 五 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査研究その他前各号の事業に付帯する事業

第十九條 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分益の総額は、その事業年度における組合員の利用分益の総額の百分の二十をこえてはならない。

第二十條 組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を

保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債務を取り立てることができる。

4 第一項第四号の団体協約は、あらかじめ協会の承認を得て、同項同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第四号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約でその内容が第一項第四号の団体協約に定める規程に違反するものについては、この規程に違反する契約の部分は、その規程によつて、契約したものとみなす。

(輸出水産物に関する調整)

第十八条 組合は、左の各号の一に掲げる事態が生じた場合であつて、かような事態を放置しては組合員の事業の経営が困難となり組合員の事業に係る輸出水産物の輸出が不振となる虞があるのみならず関連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞がある場合において、それぞれ各号に掲げる事態を克服し組合員の事業の経営の安定と組合員の事業に係る輸出水産物の輸出の振興を図るため必要があるときは、当該輸出水産物の輸出を調整する目的の範囲内において、組合員が製造する輸出水産物の製造数量、出荷数量(加工品の引渡数量を含む)、品質、販売方法(加工品の引渡方法を含む)、販売時期(加工品の引渡時期を含む)、販売価格(加工賃を含む)若しくは製造施設に関する制限(これらの制限

を確保するための事業所若しくは事務所への立入調査及び製品の検査を含む)を行うことができる。

一 組合員の事業に係る輸出水産物の製造数量が、当該輸出水産物に対する海外市場の需要に比し著しく多いため、当該輸出水産業者の間に製造若しくは販売における競争が過度に行われることにより、不当な価格による販売が行われ若しくは行われる虞があり又は粗悪品が乱売され若しくは乱売される虞があること。

二 組合員の事業に係る輸出水産物に係る仕向地の輸入取引が実質的に制限され若しくは不当に制限され又は制限される虞があるため、当該輸出水産業者の間に製造若しくは販売における競争が過度に行われ又は行われる虞があること。

(調整規程の認可)

第十九条 組合は、前条の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ)を定め農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が左の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 前条各号に掲げる事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること。

二 不当に差別的であること。

三 国内の関連事業者又は一般消費者の利益を不当に害すること。

3 農林大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第二十条 農林大臣は、調整規程の内容が前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを變更すべきことを命じ、又は認可を取り消さなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

(調整規程廃止の届出)

第二十一条 組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(過剰金)

第二十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し、過剰金を課することができる。

(検査員)

第二十三条 組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査するために、検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 組合は、第一項の規定により検査員を任命しようとするときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)

第二十四条 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によらなければならない。

2 前項の総会の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(運用)

第二十五条 中小企業等協同組合法

第八条、第十二条から第二十三条まで(第十九条第一項第四号を除く。)(組合員等)、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条、第三十二条(設立)、第三十四条から第四十二条まで(第三十五条第五項及び第三十七条第二項を除く。)、第四十四条から第五十四条まで(第五十一条第二項及び第三項並びに第五十三条第四号を除く。)、第五十六条から第六十一条まで(管理)、第六十二条から第六十六条まで、第六十八條、第六十九條(解散及び清算)、第七十一条から第七十五条まで(倉庫証券等)、第八十三條から第九十三条まで(第九十七條第三項を除く。)(登記)、第九十四條、第九十五条、第九十五条の三、第九十六条(雑則)、第九十二条及び第九十四条から第九十五条(第十八号及び第十九号を除く。)(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、第二十八条中「前条第一項の認可」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律(以

下本条において「法」という。第十三条の認可」と、第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、第三十五条第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「理事」と、第五十八條第四項中「第七十条第一項第四号又は第七十七條第一項第五号」とあるのは「法第七十七條第一項第三号」と、第六十二条第一項中「五事業の全部の譲渡」とあるのは「五法命ずる譲渡」とあるのは「五法第十六條第一項の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同条第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「組合登記簿」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「法第十六條第二項」と、第九十五条第六号中「第三十一条又は第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項」と、同条第七号中「第三十七條」とあるのは「第三十七條第一項」と、同条第十二号中「合併若しくは事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、同条第十三号中「第五十九條又は第八十二条第二項」とあるのは「又は第五十九條」と読み替へるものとする。

(製造数量等の制限に関する命令)
第二十六條 農林大臣は、第十八条各号の一に掲げる事態が生じた場合であつて、かような事態を放置しては当該輸出水産物の経営が困難となり当該輸出水産物に係る輸出水産物の輸出が不振となる虞があるのみならず関連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞がある場合において同条各号に掲げる事態を克服し当該輸出水産物の経営の安定と当該輸出水産物に係る輸出水産物の輸出の振興を図るため必要があるときであつて同条の規定による組合の自主的調整をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認めるときは、輸出水産物振興審議会の意見を聞いて、当該輸出水産物を営む者のすべてに對し、当該組合の調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に従うべきことを命令をもつて命ずることができ、(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

(同条第三項の請求に依り農林大臣が第二十條の規定による処分をした場合を除く。)
(公正取引委員会との関係)
第二十八條 農林大臣は、第二十六條の規定による省令の制定又は改正をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 公正取引委員会は、前条但書第一号に該当すると認められる場合において勧告し又は審判開始決定書を發送しようとするときは、農林大臣の意見を聞かなければならない。

3 公正取引委員会は、第十九條第一項の認可を受けて行つ調整規程(第二十條の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)が第十九條第二項各号の一に該當するに至つたと認めるときは、農林大臣に對し、第二十條の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(融資)
第二十九條 政府は、輸出水産物の國際的な需給状況、価格の変動等に對する必要な措置があることを認めるときは、輸出水産物振興審議会の意見を聞いて、組合に對し、販売時期、販売価格等を調節するため必要な調整資金を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

(報告及び検査)
第三十條 農林大臣は、この法律の

規定の実施を確保するため必要があるとき、輸出水産業者若しくは製造受託者又は組合から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは製造施設の検査を行はせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(輸出水産物振興審議会)
第三十一條 農林省に輸出水産物振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第二條第二項、第三條第四項、第二十六條及び第二十九條に規定するものの外、農林大臣の諮問に依りて輸出水産物の振興に関する重要事項を審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を農林大臣に建議する。

(審議会の組織及び運営等)
第三十二條 審議会は、会長及び左の各号に掲げる者につき農林大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

一 輸出水産物の製造業者を代表する者 五人以内
二 漁業者を代表する者 五人以内
三 貿易業者を代表する者 三人以内
四 学識経験がある者 五人以内

規定の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができ、農林大臣をもつて充てる。

3 審議会に会長を置き、農林大臣を代表する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)
第三十三條 第二十六條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 第九條第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。同条第三項において準用する前法第二十一條第一項の規定に違反した者も、同様である。

第三十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し、相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十六條 第三條の規定に違反して登録を受けない製造施設により輸出水産物を製造した者は、五万円以下の過料に処する。

輸出水産物を製造した者は、五万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表に次の一項を加える。

輸出水産物 輸出水産物の振興に關する法律(昭和二十九年法律第 号)

第八條第二項中「真珠養殖事業法」を「真珠養殖事業法、輸出水産物振興審議会については輸出水産物の振興に關する法律」に改める。

〇中村(庸)委員 輸出水産物の振興に關する法律案の起草につきまして、その経過及び結果につき御報告申し上げます。

本案起草に至りますまでには、各委員御存じの通り、昭和二十六年十月、第十二回國會當時、主要輸出水産物の九割以上の販売先である米国において、冷凍まぐろの類に對しボンド当り三セントの輸入税を課せようとする關稅法案が下院を通過したとき以来、水産委員會においては輸出水産物についての対策が特に検討されて参つた次第であります。

此の關稅法案は上院において過半数の賛成が得られず、四十三対三十二を

もつて否決され、一応本問題に対する解決を見たわけでありますが、米國においては、その後も引き続き関税委員会に対し本問題に対する調査を命ずる等の措置がとられ、根本的な解決は将来に残されている次第であります。

これ等の事情に關連してわが國においては、まづる類の輸出数量の調整については、年間カン詰百万箱、冷凍一万二千トンとする等の自主的調整をはかつて参つたのでありますが、日本における漁獲あるいは米國における需索等需給關係から遺憾ながらその目的を十分果し得なかつた次第であります。

その後昨年七月八日に至り、加工水産物の輸出の振興に關する法律案が提出され當委員会に付託となり、審査いたして参つたのであります。一方水産議員連盟においても輸出水産物の振興に關する法律案が研究されており、昨年十一月には法案要綱が理事長である川村委員から提示される等の事情があつた次第であります。

そこで水産委員会としては本年二月二日の委員打合せにおいて、加工水産物の輸出振興に關する法律案及び輸出水産物の振興に關する法律案要綱の主旨を十分取り入れて、総合的にわが國重要水産物の振興を期するための法律案を起草することに協議決定いたし、二月四日の委員会においては、加工水産物の輸出振興に關する法律案を水産貿易に關する小委員会の審査に付すると共に、本問題の対策を樹立することにまつた次第であります。

そこで水産貿易に關する小委員会としては、去る二月九日第一回の小委員会を開会して以来、小委員会を開会すること七回、七十二日にわたり、この

間二月十九日には関係漁業者代表として、日本冷凍食品輸出組合、日本罐詰協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合連合会及び日本鮪船詰工業協同組合の代表者を参考人として招き、また引き続き北海道貿易振興委員会、日本油糧輸出組合及び日本水産油糧協会の代表者を参考人としてそれ／＼意見を聴取いたし、その後水産庁はもちろんのこと、公正取引委員会あるいは農林中金等と協議を重ね、慎重なる検討をいたした結果四月二十一日の小委員会において、ただいま御手元に配付いたしてある通りの法律案を全会一致をもつて起草することに決定いたしました次第であります。

次に法律案の主要なる内容について御説明いたします。

先ず第一点は輸出水産物の定義であります。輸出水産物としては、まぐろ類、めかじき、さけ、ます、いわし、さんま及びかにの罐詰及び冷凍品、魚鱈並びに水産油脂のうち主として輸出の用に供せられる水産製品とする。ことにして、輸出水産物の種類を限定する考えに立つてゐるのであります。この品目を明記することについては、變動する國際的需給状況等に即應する等のため、行政府において品目を指定することがより適切であるとして、重要輸出水産物は政令において指定することにいたしました次第であります。

次に第二点は、政令で指定した輸出水産物を製造する者は、その製造施設について農林大臣または都道府県知事に登録をすることであり。また、この場合原則として漁船の施設については除外いたす考えであります。またこの施設の改善については、農林大

臣が勧告することができるようにして輸出水産物の加工度の向上と品質の改善に努めるよういたした次第であります。

第三点は最も真剣に討議された点でありまして、輸出水産物の健全な発達をはかり輸出の振興に資するため政令で指定した水産製品について営利を目的としなない全團一団の輸出水産業組合を組織することができるよういたし、その組織については協同組合と同様に加入脱退は自由とし、出資口数にかかわらず議決権は平等としまし一組合員の出資口数は総出資口数の百分の二十五を越えてはならないことにいたしました。

また輸出水産業組合の事業としては、事業資金の貸付及び組合員のための借入、輸出水産物の保管、運送はもちろん組合員の事業に關する技術的改善向上等のため教育、情報の提供に關する施設ができることとし、その他経済的地位の改善のため副資材の購入については団体協約の締結ができることにいたしました。

なおまたこの組合の特質からして、輸出水産業者の自主的調整による経営の安定をはかるため、生産過剰による過度の販売競争の防止、粗悪品の販売防止等の事態が生じた場合において、組合員の事業の経営が困難となり輸出不振を来し、関連産業にも重大なる影響を及ぼすおそれがある場合には、輸出水産物の製造数量、出荷数量、販売方法時期及び販売価格または製造施設の制限等を行い、輸出水産物に關する調整ができることにいたしました次第であります。なおこの調整規定については、農林

大臣の認可を受けることとし、また農林大臣は公正取引委員会の同意を得なければならぬことにいたしました。

最後に第四点としては、本法の適正且つ民主的な運営を期するため十五名の委員からなる輸出水産業振興審議会を設け、農林大臣の諮問に應じ輸出水産業に關する重要事項を審議しあるいは農林大臣に建議することにした次第であります。

以上御報告申し上げます。

なお本法の施行にあたつては、政府は、輸出水産業者及び製造受託者が輸出水産物の生産に必要な資材を輸入するために要する外貨資金は、輸入貿易管理令昭和二十四年政令第四百十四号第九条に規定する割当について優先できるような必要な措置を講ぜられんことを希望いたします次第であります。

○田口委員長 ただいまの小委員会の案につきまして何か御意見があればおしやうです。――別に御意見もないようでありますのでこれより採決いたします。小委員会の案を當委員会の成案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めさう決定いたします。

引続き本案の提出方法についてお諮りいたします。ただいま決定いたしました成案を當委員会提出の法律案として、規則の定めるところによつて、委員長より議院に提出するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。決議案は印刷物としてお手元に配りしてある通りであります。

それではお諮りいたします。小委員長の決議の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 異議なしと認めそのように決定いたします。なお本決議はこれを関係各大臣に送付することにいたします。

○田口委員長 次に水産金融に關する件について調査を進めます。質疑を許します。なお本件に關し政府側の出席者は、水産庁次長岡井政府委員、水産課長小池説明員、協同組合課長中里説明員、自治庁財政部長後藤政府委員であります。松田鐵蔵君。

○松田(鐵)委員 中小漁業融資保証法に基くところの起債の問題について、現在の公共団体自治庁に對して起債の申請をしてゐる、その申請がどのようになつておるか、この点を承りたいと思つておられます。

○後藤政府委員 お答えいたします。現在起債は県の起債の調査をいたしてあります。私どもの予定では、二十九年年度の起債の許可につきましては、大体四月中に県の関係の起債を全部片づけて、五月の中頃から市町村の起債を片づけた、かような段階で、現在各府県の起債の状況をそれ／＼聞いておるのであります。今月の二十日ごろから各府県のこまかい起債のそれぞれの計画を開いておる段階でありまして、総額がどの程度になりますか、私まだしめておりませんのでわかりませんが、その中に関係府県の中小漁業の融資関係のものも入つておると考えております。

○松田(鐵)委員 自治庁においては、

この法律が制定されたとき、附帯決議をされておることは御承知のことと存じますが、その附帯決議は「政府は、本法実施に当つては、次の措置を講ずべきである。一、地方公共団体が協会の会員として出資するに当つては、その資金に充當するための起債を認めること。二、本法による融資に對しては、その利子補給の方途を講ずること。」と云ふ二つの附帯決議をされておるものであります。二の「本法による融資に對しては、その利子補給の方途を講ずること」との点は、本年度の予算の建前からいってなかつた容易なことではないこととどうも存じますが、一の「地方公共団体が協会の会員として出資するに當つては、その資金に充當するための起債を認めること」これにあつては自治庁はどのような解釈を持つておられますか。それに順応してくださるようになつておるか。その御意見を承りたいと思ひます。

○後藤政府委員 中小企業の融資保証の關係は昨年度から入つたのでありますが、昨年度は約一億八千八百万円の起債をつけております。関係の府県は北海道、青森、鳥取、愛媛、高知、長崎であります。それ／＼県及び市町村の単独事業の起債として認めておるのであります。ただ私どもといたしましては、そういうせつかくの法律でありますので、もちろんつけなければならぬと思つておるのではありません。単独事業のあるのでありますが、その単独事業の順位の問題がございます。で、順位の上からとつて参ります。落着くとくにはめて参ります関係上、落着くと

ころが多少できて来るかと思ひます。順位の上のところは大体私も要求通りつけておるつもりでございます。

○松田(鐵)委員 自治庁のお考えとして、また事務的な方法として、ただいま部長の言われることは筋が通つておることと存じます。しかし附帯決議という院議をもつてきめられたものに対するお考えは、ただそういうふうな一本の考え方をもつてこれを処理されていひものかどうか、この点に對するお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 おつしやいますこと。私そんなくいたしますと、おそらく一定のわくを設けてもらいたいというところではないかと思ひます。であります。単独事業の中で現在わくのございしますのは港灣関係のものが十億ございします。それ以外はわくはございませ

ん。わくを設けることが實際にいいか悪いかというところになります。一長一短ではないかと私も考へております。これからたくさんある事業についてわくをつけますと、かえつてわくがじやまになる場合がございします。従来

の基礎を基盤にしますか、そういうものが大體基礎になつて参りますが、どうしても産業経済関係の起債は非常に低いものでございしますから、大きな起債は土木関係、教育関係、そういうのが全体の大きなウェイトを占めてお

ります。従つて産業経済関係のうちで、中小漁業関係のものを抜き出して参りますと小さなわくになる関係もあり参りますので、かえつてわくを設けた趣旨に反して行くような結果になります。従つてそう多額でないものにつ

きましてはわくを設けないがえつていいのではないかと、私もかように考

へまして、わくを設けないで、その県その県の事情によつて取り出してつて行く、こういう方針をとつておるわけであり参ります。

○松田(鐵)委員 私はわくを設けてくれというのを言うておるのではありません。ただいま部長さんの言われるようなことは、当時われ／＼が審議したときにおいてもそういう議論があつたはずであります。私が今申し上げておるのは、附帯決議に對してどういふ考え方を持つておるか、こういう点でありまして、政治的な考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 せつかくの法律であります。附帯決議もついておりますので、私もとしてはできるだけ尊重して行きたい、かように考へております。

○松田(鐵)委員 たいへんけつこうな御意見を承りました。つきましては、この法律の提案理由というものを自治庁においても御存じであつたかどうか。これは議員立法でありません、政府の提案であります。その提案理由の中に「漁業がわが国産業中重要な地位を占めてゐることは、いまさら申し上げるまでもございせん」、これま

ではいいんです。「この漁業のうち水揚げにおいては六割ないし七割を占め、漁業経営体中九割以上を占めてゐる中漁業については、漁業の豊凶が天然現象に左右されがちであること、その経営の零細性のために従来からその金融難が叫ばれて参りました。次に「このために、漁業者の漁業権証券または現金による出資、地方公共団体の出資を基金として、原則として各都道府県を区域とする漁業信用基金協会を

設立し、この協会が中小漁業に對する金融機関の融資を保証し、かつ、国が協会の事業を支援する意味でその保証につき保険を行うこととして、もつて中小漁業への融資を円滑にし、その振興をはかる」とするものであります。というのが提案理由の骨子であります。さて、私も自治党内閣の財政計画の不手ぎわから、今日の経済はまづた行き詰まる状態になつた。きょうの新聞では、ある中小業者が子供を殺して、家内に重傷を負わしてみずから死んだという記事まで出ておる。また漁業者においては、水揚げによつてあのビキニの問題があり、漁獲は下る、そして非常な苦境に立つておる。このときにあつて、この法律が定められた当時と今日の国の財政の力というものは著しくかわつた。しかし漁業者は、こうした法律によつて国の援助をみずからの努力によつて得たいと考へておる。この法律が定められるときにおいても、私は政調会と総務会に行つて説明した。自由党がこゝまで脱皮して社会政策を実行するといふことは、お互い喜ばなければならぬ、という議論によつて無修正に通つた法律であります。それから今日があるとはわれ／＼は存じなかつた。もつと／＼日本の国はゆたかな國になつて、お互いが幸福な生活が得られるものと感じておつた。ところがこの事態になつたんで

す。さて今日になりました。漁業者はあらゆる努力をしてゐるが、せめてもこの法律によつて國のなけなしの援助を得るならば、どうかこの困難の打開をしようと思つておる。そうしたときにおいて、地方公共団体も産業の振興すなわち県、町村の経済の確立とな

る。学校も建てなければならぬ。道路も直さなければならぬ。う、河川も修理しなければならぬ。うが、もしこの融資を受けられて、これに出資することができれば、今

経済危機の段階に立つておる漁民を救ふことができることと、どの町村においても、自治体においても、やるべき仕事がたくさんあるし、やらなければならぬ。そこでこれの出資金を起債に仰ぐとして出しておるんです。これがもしあなたの方の簡単な考え方から削られるようなことがあつたならば、一体漁民がどういふことにならるか、少しはお考え願ひなければならぬ。産業が確立することによつて、初めて税金もとれるし、あなたの方も来年から起債のわくももうんとふえて、みんなから喜ばれて、いい部長さんだ、部長さんだと言つておほめになる。さあこゝが大事なところなんだが、現在の産業に對する地方自治体の起債というものの、この中小漁業融資保証法に對するあなたのお考えといふものはどういふ点にあるか。この点はただ通り一べんの地方自治体の順位によつてこれを支配するといふお考えであつたならば、当委員会はまことに鬼のような人だと考へるのですが、この点もう少し考へ直したお考えをもつて、今日の日本の経済を救うといふお考えを持たるかどうか、この点を承りたい。

○後藤政府委員 おつしやいますように、漁業関係が非常に困つておられることも、私もよく聞いておるのであります。しかし私どもといたしましては、自治体であるところの府県、市町村の首長の意見といふものをやはり重

要視しなければならぬと考えております。私どもはこういう事業が重要であるという事は申し述べたけれども、その当該府県の中において重要度の違いといふものを私どもも自覚できずに行きわけには参らぬのであります。従つてこういうことが非常に重要であるから起債をつけてくれ、また特別交付金をくれと言われれば、私どももわからないことはないであります。しかしこれだけが中小漁業関係の救済措置ではなくて、起債のつかない部分はやはり一般財源でやる措置もあり、また少し財政にゆとりのあるところは、起債事業としてやらないうで、一般財源でもつて単独事業としてやる。こういうこともあり得るのであります。またそういう事業をやつておる県もあると私どもは考えております。従つて起債だけの問題でなく、全体の各県の財政運営は、やはりその県の特殊性に合った方針で行かれること、それを援助して行くといふことが、われ／＼の建前ではないかと

ばならぬ、かように私どもも考えております。松田先生の御出身である北海道でありますれば、やはり漁業関係といふものは非常に大きなウェイトを占めております。従つて起債ももちろん一番多くつけておりますが、特別交付金の場合でも、本年の漁業の不漁対策に對する資金として必要な特別交付金も、よその府県に見ない額を私ども出してあります。そういうようにして、その県の独自の判断による重要性といふものを中心にして財政運営を進めて行く、しかも赤字を出さないでやつて行く、こういうことが私ども自治庁の仕事であるう、かように考えておるのであります。一つ／＼承りますと、非

常に重要な仕事ばかりでありますので、私どもはその重要度そのものにつまみましては、別に否定はいたしません。その選択はやはり自治団体であるところの首長にまかしていただき、その考え方を、中心にして、それが間違つておれば格別であります。間違つていなければ、やはりその首長は公選の首長でありますので、その方針に従つて起債も交付金もつけて行くといふのが私どもの方針であります。

○松田(鐵)委員 それならば一つお伺いしたいのですが、この起債の認可申請をあなたの方へ提出されておるところの府県、市町村は、どのような順序でやつておられますか。ほとんどそれは全部の県で一番最初にやつて来ておるのじやないか、こういうように私は考えておるのですが、北海道ばかりでなく、ほかの県でもそういうようにつけておるだらうと思ひます。が、こういう点はどういふうういふになつておりますか。

○後藤政府委員 お答えいたします。必ずしもおつしやいますようなふうにはなつておりません。私どもが見ますと、やはり漁業関係と称せられておるところは、漁業関係を上の方に持つて来ております。ただその場合に府県で一番問題になりますのは、やはり普通土木事業の起債が一番多いのであります。普通土木といふものも、橋があり道があり、いろ／＼ございまして、この中で順位が一にいたり、三にいたり、五にいたりして、ばらばらであります。上の方の順位のもの、多くの県ではやはり普通土木の道、橋梁、それから県でありますと高等学校、市町村でありますと小学校、

この起債がやはり上の方であります。全体的に見ますと、やはり学校起債といふのが一番上の順位になつております。それから土木事業の起債、そのあとに投資関係のものが最後についておるところが多くございまして、投資関係と申しますと、この漁業関係のものとか、中小企業の一般的なものもございまして、それから母子福祉の関係のものもございまして、そういうものがうしろについておりますけれども、やはりその県／＼では相当重要度を高くしておるものも私ども見ております。

○松田(鐵)委員 私、北海道のことを申し上げることは、自分の立場としてまことに都合が悪いのでありますが、北海道は一番最後になつた。しかもその最後になつた理由といふものは附帯決議による。この附帯決議がつけられておるのだから、これは別わくのように考えてさしつかえないといふのが北海道庁の考え方であつたように思われる。しかもまた私のところへ申して来たのもやはり同じ考え方を言われておつた。それはとてもないことだ。しかし順位といふものはつけてないといふ話である。順位をつけてないのだつたら、番号はつけてなくても、一番最後だといふことではある、ただいま自治庁の部長さんの言われるようなお考えを持たれるのは通例だと思ふ。これは何も自治庁が悪いのではない。北海道庁が悪い。その悪いといふことは私どもが悪い。附帯決議といふものをつけたがためにこれによつて一番最後になりつてよこしたという陳情であります。こういうことになると、北海道は御承知の通りほとんど全部が海に囲まれて、ようやく基金協会といふもの

が非常な地道なやり方をもつて、ほかの県では三倍、四倍、最高は五倍までも融資をしようといふのに、基金協会は非常な堅実なやり方をもつて二倍ないし三倍の線でもつて、北海道のルーズな漁民に対して、極めて／＼今までやつておる。それが御承知のように、ことしはこちに災害があつた、こつちが不漁だ、やれまたこちの方では北洋に行くための船をつくらなければならぬとか、漁民といふものは好きかつてなことを言うものです。それを當事者は非常な締め方をして、堅実な協会に持つて行くとして努力してゐる。もしこの起債がでなかつたならば、国がせつかく七割までも再保険をしてくれるのが五割になつてしまふ。こゝろなりまして、今まで基金協会が引締めによつて堅実な歩み方をやつて来たものが、堅実な歩み方をやつて来たばかりに非常なマイナスになつてしまふ。それから部長さん、大体こういうもの。東京の景気といふものは、地方においては半年遅れて景気が行く。不景気といふものはそれよりも一歩先に行くものです。それで景気がよくなつて来るといつたところで、どうしてもこれは半年遅れる。そこで東京といふものは一千万人もここに人間が集まるといふような都会中心主義になつて行つたならば、日本の国といふものはどうなるか。また土地そのもので、ここでは一坪二十万円が三十万円だ。われ／＼の住む非常に辺鄙なところでも五万円が三万円だ。いなかに行つたら、漁民のところは一坪二十銭か三十銭、そして相当いいところでも、千円なんと言つたならば日の玉が飛び出すといふような状態なのです。

そこであの寒いところであらゆる辛苦をして努力をしているものは漁業にたよつてゐる。農業にたよつてゐる。農業といふものは御承知のように、努力さえすれば成果といふものは毎年上つて来るものだ。漁業といふものはそうじやない。非常に危険性がある。そこで政府も漁業協同組合の育成強化を國是として指導されておる。漁業協同組合の育成強化ができて、漁民が市中銀行、金融業者からどうにかたもとを切つて、今漁業協同組合の力によつて、団体の力によつてようやく立ち上りつゝある。そこで船を出した、しだけだ、やれ網を流した、それに対してただ一つの救いの道は、この基金協会以外にないのではありません。他府県の宮城県あたりを見ると、三倍から四倍貸しておる。これに対して、その基金協会が二倍から二倍半しか出さないで引締めて、君らの唯一の金融機関はこれだぞ、これに対して迷惑をかけるようなことがあつてはいかないぞと言つて、基金協会の金を、ようやく野放図なあの漁民も、これをもぎとられたならば、北海道なんかは漁業に對する融資の道はなんだといふことで、一生懸命にすがりついて、基金協会には迷惑をかけないよう努力しているのが今日の北海道の漁民の姿である。ところがそれに対して、こういう附帯決議があるといふことで自治庁に對しては一番びりに起債の申請をして来たといふのが現実の姿なのです。私は他の府県もそのようだと思う。けれども他の府県から何も聞いていない。もう基金協会の役員は、この間から夜となく屋となぐ、ばくと川村委員のところへ、何とかしてくれ、何とかしてくれと言つて

来ておる。それで内閣不信任案の出たときで、そんなことをかまっていられなかつた。ようやく社会党がいいあんばいに負けてくれたからいいようなものの、実際これには参つてしまつておるのですが、北海道の基金協会の現在の姿、漁民の姿、これらとこの保証法のできた国の方針とをよく御理解願つて、これは私と川村委員の二人であなただとこへ陳情に行けばいいのだろが、今日は幸いにこの法律が出たので、あなたに御足願つてここでよく理由を述べて、北海道の漁業のあり方に対して御理解を願えるならば、これが例となつて日本全部の漁民に対する基金協会のあり方を御認識願つて、日本の国の漁業に非常にプラスになることだと思ふのであります。北海道のことばかり言ふようですが、以上のようなことでありまして、まず委員会とやかく言われたからというのではなく、この法律の趣旨と現在の日本の経済と、北海道または他府県のあり方をもう少し御研究されて、これに起債の認可を与えるように御努力されんことを、私はこの場合しかたがないから希望して、私の議論はこの程度で打ち切ります。

○田口委員長 川村善八郎君。

○川村委員 後藤さんにお願ひしたいのであります。御承知の通り、日本の漁業は沿岸漁業がほとんどその七割を占めておる。これを育成強化しなければ日本の漁民の死活問題になるばかりでなく、漁村の経済が枯渇するといふことから、中小漁業の融資保証法を制定して、漁民に自主権を与えて堂々と漁業をさせようというのがそのねらいであつたのであります。そこで先ほ

ど松田君の質問に対する後藤さんのお答えを聞いていますと、ウェートの上のものは全部やつておるんだ。で結局あなたの言葉から考えますと、漁業のウェートが非常に下つておるといふ解釈にもなるわけでありまして。これはところによつてはそうかもしれないけれども、とにかく漁村において漁業の発展がなかつたら、漁村が立ち行かないばかりでなく、やはり人口もふえない。そうしますと、漁村が衰微すると学校もいらない、それから漁村が衰微するといふことになりまして、港灣もいらない、漁港もいらない、おのづからそういうものの必要がない。そこで漁業を發展せんとするならば、まず漁業の發展に必要な資金を与えて、漁船の建造その他十分な設備をして、そして海洋に出すといふことから始まつて、漁港も必要だといふことになるのだ、私はこういうふうに解釈します。そうしますと、いわゆる漁村の経済にまたその發展から考えますと、漁業が中心である以上は、漁業が一番ウェートが上でなければならぬ、私はかように考えるのでございます。そこで先ほど聞いていますと、都道府県の首長から出されたもののウェートを尊重している、こういうことではございますが、そこでいつも国会でも漁業の問題が最後に取上げられるというやうなことで、常に下積みになつておるのは漁業でございます。言いかえるならば、こういうした観点からいつて、各都道府県の首長なりあるいは市町村の首長なり、漁村に関する限りは漁業の發展といふことを語らうと、それ／＼施策をしておるといふことはよくわかるのでございましてけれども、自治庁が、今まで

なかつた法律ができたので、そこで何とかしてそれを軽く見るというやうなことから、学校とかいゝわゆる教育施設、土木施設これに対するものを自然ウェートを上にして持つて来るのだといふこともないことはない、私はこのう考えるのでございます。そこで自治庁の後藤さんにお考え方をさらにかえることをお願ひしておきたいことは、先ほど申し上げましたやうに、漁村に漁業がなかつたら今後何もないといふことからはまず、まず漁業を發展することからしますと、まず漁業を發展するためのものが一番先でなければならぬといふやうに、あなたに考え方をかえてもらなければならぬといふことではございます。各首長はやりやういのかからウェートを持つて来るのだらうと思ふ。そこで漁業はやりやういから、基金協会あたりに出してくれといふことは容易でないといふことから、ウェートを下にして来るのだといふことは、私は各市町村長からも聞いておりますし、その他の方からも聞いております。そこであなたから、私のやうな議論で、起債の申請を出された県には、君のところは漁業が主であつて、漁業の生成はかつて君たちの方の財政の許すことであるならば、漁業の施設といふもの、あるいは資金をあがなうもの、あるいはウェートを最高にしななければならぬではないかといふことをちよつと聞いてもらうと、そんなことは簡単にできる。ですから自治庁は、まあまづかつたものがいたんだ、それからどううかだといふ考え方をそのものをあなたの方にかえてもらなければならぬ。私は北海道でございまして、北海道庁のその考え方を改めてもらつて、ま

ず北海道の漁業の發展のためにはこの基金協会の資金を充実にしなければならぬといふことを説きますが、申請のあった場合に、どうして一体君の方が起債の申請のウェートを下にして来たんだといふことを、あなたみづからが説明して知らせるやうになつたならば、この問題は簡単に片づくと思ふ。そこで先ほど後藤さんから、わくを制定しておくことは一利あつて一害あるのじやないか、まさにその通りだと思ひます。なぜかと申しますと、漁業は固定しているものではないのでありますから、發展によつては資金がまたよけいにいるといふことでございまして、その点はまつたく同感でございます。しかしわくがないためにやれないといふことであれば、わくを設定してもらわなければならぬといふことは当然起きて参りますが、とにかく漁業といふものは、松田君も言われたやうに非常に遅れておる。遅れておるのを發展させなければならぬ、まず中小漁業から立ち上りをしなければならぬといふので、せつかく中小漁業融資保証法を制定したのでございまして、そこでどうかあなたの方でも、わくは制定せぬでも、大体の腹では全国で年間どのくらいこれはやらなければならぬとこの腹算に、今度は都道府県なり市町村長なりの申請が参りましたときには、それを合せて、必ずこのうちのどのくらいは融資をしてやるのだ、起債をしてやらぬのだといふやうな考え方にしておられるならば、決して私はこれを投げやりにはされないものだ、かように考えておりますが、この点においてウェートがあなたの方で上だだと

いう考え方が、私とちよつと相違しておるやうでございまして、この点をお答え願ひしたいと思います。

○後藤政府委員 私の説明が非常に簡単であつたので誤解をされておるのじやないかと思ひますが、私も、県の特殊性といふものを全然考えないといふことではなくて、北海道なら漁業は非常に大きなウェートである。北海道で申しますと、平衡交付金の計算の際に、いつも問題になりますことは漁業関係、昨年は凶漁といふ言葉を言つておりましたが、凶漁の対策のための事業費に相当金がかかる。それから開拓事業費が非常に金がかかる、冷害にかかる。それが三つの大きな問題でございまして、その三つを中心にして特別交付金を相当私も出したつもりであります。北海道にとつては漁業が不漁であるといふことは、非常に大きな影響があるかと私も考えております。そのほか高知県でありますとか、長崎県でありますとか、そういう漁業関係の非常に盛んな県、しかも財政的にはあまりよくない県、そういうところに対しては、やはり起債でもつて仕事をやる以外に、私どもはほんとうの仕事はできないのではないかと。一般財源をもつてやるといつても、やはり無理じやないかといふやうに考えております。しかし財政の非常によいところになりますと、必ずしも起債をつける必要はなくて、一般財源をもつてまかない得るところがあるのであります。従いまして県の財政と見合せての問題が一つあるのであります。その点を抜きにして先ほど起債だけのわくの中の話を申し上げたのであります。私は法の趣旨は、必ずしも起債を全部つけないとい

うことではなくて、一般財源でもつてやるのがやはり筋道だろうと思ひます。一般財源において初めて起債という問題が出て来るのであります。それはおそく公債債というかつこうになります。そうすると八分五厘が、北海道でありまして昨年は九分一厘ぐらゐの起債、二十八年度は八分五、六厘まで下つたようでありまして、そういう利子のついた金を借りて五箇年で払うて行くという金であります。そういうことをやるよりも、大きな財政の中でありますから、一般財源でもつてできるだけ持ち出して、ただの金を使つて、起債額を減らして行くというのがやはり財政運営としては正道だろう、こういうことになるのであります。それを全部起債の中におつつけて持つて来られても、われ／＼はいいいと言えない、こういうからみ合ひの問題があるので、まあしかし何と申しましても必要な経費ではあると私も考へておりますので、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと考へておる次第であります。

○川村委員 今の後藤さんのお話にも同感であります。でき得れば自己まかないした方が一番いいのであります。でありますけれども漁村は必ずしも全部がそうは参りませんので、おそく都道府県あるいは市町村というものは、自己財政でできないというものが多々あると思つております。こういうことは議論になりますからこれ以上申し上げませんが、各府県から必ずウエートを下にして持つて来るということだけはいなめない事実だと思ひます。そこで後藤さんに私が願ひすることは、われ／＼は漁村に行つて説

き、あるいは関係道府県に説き、そうしてウエートを上にして持つて来らせし時分に、これは都道府県の首長が出したのであるから、これはやはりその通り取上げるのだという腹になつていただけなかどうかという問題であります。しかしこれを全面的に認めるというのではない。やはり国の財政事情もあることであり、申請した都道府県あるいは市町村の財政状態も、あなた方は研究されておることでありまして、私には全部申請通り出せとは申し上げませんが、やはり申請の何割か、せめては七割や八割は認めてやつていただきたいと同時に、そのような方法をわれ／＼も推進して、ぜひこの基金協会に出す金はできるだけ起債にまきたい。起債にまたないで、自己まかないでできればつこうでございませうけれども、特に最近の漁業というものは不振でありますから、私の申し上げることは、財政のゆたかならざる都道府県あるいは市町村を申し上げるのでございませう。そこでわれ／＼とあなた方とやはり御相談をして、都道府県、市町村に呼びかけて起債にまきたい、かように考へておるのでございませう。ただウエートだけを、あなたの考へのように、下をそう考へているという下なんだから、全部だめだと言われると、われ／＼がこうして熱を上げて取上げましても実行が不可能だということになりますと、各漁村も漁民も非常に困ることになります。従つて、あなた方の役所の末端の方にも、たといウエートが下に来てても、やはり漁業の基金協会の出資に対しては若干見てやらなければならぬというように、心構え

をかえていただきたいということを、私はこの際お願いをする次第でございませう。こうしたようなことについて、何かいい知恵がございましたら、私たちにお教えを願えればつこうだと思ひます。

○後藤政府委員 各府県の市町村の例は、あまりたくさんないのであります。が、わくの中できめるものでありますから、できるだけ上の順位をつけていただければ、もちろん私も考へなければなりません。各府県の単独事業のわくと申しますと、低いところで五千万円ぐらゐ、多いところで一億四、五千万円ぐらゐ、北海道のようなところは二、三億あると思ひますが、普通の県はそのくらいにわくの操作の中でやつております。それを全部集めると、昨年で申しますと、府県の単独事業の総額がたしか四十三億ぐらゐになると思ひます。しかし希望される額は三百億近く、二百九十億ぐらゐいたしは希望して参りました。その二百九十億の中から、順位をつけまして、先ほど申し上げましたように四十三億ぐらゐにしほつて行くわけでありませう。従つてそれを各府県の優先順位によつて、大体前年度とかわらないぐらゐの単独事業をつけて行く。もちろん継続事業がありまるところとそうでないところとは、新規の入り方が違つて参ります。しかしそう大きな財政的な変動を与えないという意味で、先ほど申し上げましたように、各府県五千万から一億少々ぐらゐの中で、昨年とかわらないぐらゐのわくをつけて行くということにしております。従つてその中に入らるべきものであれば、そのぐらゐの順位の中に入つておれば、大体御希望に

沿ひ得る、かように考へております。それから、先ほど松田さんから、順位がついていないということをおつしやつたのであります。が、おそくそういう意味ではなくて、各府県の投融資関係の起債は、たいていどの県でも一番最後に参つております。普通土木、教育それから公営事業、こういうものがあつて、書類を見ますと、おそく一番最後に投融資関係、これは中小企業の関係であります。それから漁業関係とか先ほど申しました母子福祉関係、こういうものがどの県でも一番最後に並んでおる様に私も思つております。そこに並んでおるからこれが最後になるのではないかと考へかと思ひますが、そういうことではなくて、たとえば具体的に青森県なら青森県に六千万ぐらゐの起債をつけようという大まかなわくをつけまして、その中にはめて行く場合にどの順位があるのか、普通は第一順位、第二順位ぐらゐまでは問題がありません。第三、第四、第五ぐらゐのどこを入れるか、五千万円をどうするかということになるや、やはり事業そのものの効果を考へなければなりません。だから多少は昨年とかわつて参りますけれども、そのときにひとつ漁業を入れてくれというふうに来るか、ほかの道路を入れてくれと来るか、ここの問題は最後の決をとるときの問題なんです。金ももう少しふんだんにありますれば、両方満足するようになつてあります。それから県によつては、どれも捨てることのできないから、五百万ずつ削つてもいいから全部つけてくれというものを五つ、六つ持つて来る県もあります。それは県会の

いろいろな事情もありますし、知事の公選のときの約束もありましようから、私もがあまりその辺をやかしく言つても困る、こういうことで、その辺はまかせるから計画をつくり直して来なさいというように押しつけておる場合もあるのであります。ですから一概にどうのこうのといふことは、私どもは申し上げられない。やはりその県の事情を十分に考へて起債事業をやつて行かなければならぬ。起債は大抵認めたくを中心にして、それにあまり一般財源をつけないようにしてやつてもらいたい、こういう程度のことを申し上げておるのであります。しかし先ほどおつしやいました御趣旨はよくわかりますので、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○川村委員 後藤さんの最後のお言葉であります。私の腹はそこなのであります。つまり自治庁でまかなう起債のわくは大体きまつておりますので、われわれはわかつております。しかしそれに何十倍と来るから全部は認められないといふことになりまして、やはり大体のわくの中で、その都道府県が一、二、三は必ずつけるが、漁業の資金、つまり起債の問題についても、その中の若干を減らしても、そうして最後にしてもつて行くように、あなた御指導願ひたい。われ／＼も都道府県にその運びをいたしますから、一番しりについているからだめだといつて飛ばさないようにお願いしたい。質問が陳情質問になつたのですが、そういう考へで申し上げておるのであります。最後の関係は府県によつては違ひましようけれども、そのような方法で、若干頭を削つても基金協会の出資

に充てる起債だけは認めて行きたいといふのが私の考え方でございます。この点が実現できるように重ねてお願いいたします。私の質問を終わります。

○田口委員 赤路君。

○赤路委員 水産庁の方がお見えになつておりますので、水産庁にお尋ねいたします。漁業信用基金協会の現在までの設立状況について御説明をお願いいたします。

○中里説明員 漁業信用基金協会は、一昨年の十二月に法律が通つたのでございまして、その後設立は順調でございまして、当初予定した府県別の基金協会は並びに業種別の漁業協会の、これは滞りなく、大体去年の夏ごろまでには全部設立を完了いたしました。

そこでただいま問題になりました点に關連する数字をこの際御説明申し上げますと、最近の調査によりますと、出資額は全国を一応プールいたしました二十六億円になります。これはわれわれが当初予想いたしました約二十億に比べまして、非常に大きな数字でございますが、さらに増資の気持が各府県ともございまして、これはおそろく最近の金融緩和事情を反映いたして、この施設に対する期待が非常に大きいのではないかというふうに私も考えております。その内訳は、漁業者の分が二十億、地方公共団体の分が六億、その他は欠けまが、大体そういうふうな割合になつております。従いまして、かりに二十六億の線が増資にならないといひましても、県別漁業者の分でございます。二十億の半分でございますが、十億は出さなければならぬ、そういう事情になつております。これは

現状でございますが、さらに増資の計画がございまして、二十九年度の六月末までに、さらに大体十二、三億の増資を見込んでいます。現在の二十六億でございますから、大体三十九億ぐらいの目標になつております。そういうふうな事情になつております。

それから金融の事態に入りますと、先ほど申し上げましたが、大体二十六億の出資ができたのでございまして、最近の統計によりますと、この施設によりまして増資された金額が三十六億程度になつております。累計三十六億の金が、零細な需要者にこの施設によりまして出ております。以上のような数字でございます。

○赤路委員 ただいまの説明によりますと、当初の目標より六億ほどオーバーした二十六億というのは大体の現在のトータルのようでありまして、先ほど課長は設立は非常に順調に行つておるといふお話、この面から見ても確かに順調に行つておると思ひます。しかしながら法律に示されておる面から行きますと、地方公共団体の投資額が少い、少なかりに設立しておるといふことになると、地方公共団体の出資額がまだ十分でないというふうな形になると思ひます。その通りでありますか。

○中里説明員 御質問のごとく、ただいまの状況では、全国プールで申し上げますと、法律に定められた民間の半分は出ておらないことになりまして、相当地が法律によりまして、保険の、われわれは填補率と申して、おそれるが、填補率が七割から五割に下るといふおそれが今のところは十分ござい

○赤路委員 その地方公共団体の出資が十分でないという形が打出されておるが、これに対して何らかの措置をとつておるかどうか、この点伺ひたいします。

○中里説明員 これは私もどなたししましては、主たる関係の庁は自治庁でございますので、この制度のできまして初めから、この仕組みにつきまして、自治庁の關係部長に全部御説明をいたしまして、御協力をお願いすると同時に、具体的な二十八年度の地方財政計画というのがございまして、この地方財政計画の中に、都道府県並に市町村の出資の負担分を計上していただきまして、その結果約五億円だと思ひましたが、この制度に対して約五億円の負担分が二十八年度の地方財政計画に繰り入れてあつたわけでございます。この五億はこれは別に起債といふことは必ずしもございせんので、この五億の負担分につきましては、先ほど自治庁の後藤部長から御説明ございまして、約一億八千八百万円が起債にその財源を求めておるといふことになりまして、従いまして地方公共団体の分五億八千、先ほど約六億と申し上げましたが、約六億のうち起債によつた分が一億八千八百万円であるといふことに相なるわけでございます。

○赤路委員 私の言つてゐるのは、数字的にそういうものは出ておる。それはわかる。としても、現実には足りない。現実には法律上足りないのです。地方公共団体の出資額が現実には足りないという点に対して、どういふ手を打たれておるか、こういうことなんです。そのまゝ足りないのにはやります。しておるのか、あるいは各地方公共団

体に対して出資を督促しておるか、その点はどうなつておるかということなんです。

○中里説明員 われわれどなたししても自治庁に、ことしになりました長官名をもちまして、自治庁の次長あてに今までの経過並びに地方公共団体の出資の現状を御説明いたしまして、公文をもつて自治庁の次長あてに依頼をいたしております。それから課長にもお願いいたしております。

さらにわれわれどなたししましては、先ほど御説明ございまして、今月それから来月で大体地方公共団体の起債の審査が済むということがわかりましたので、これにつきましてできるだけ御協力あるいは県の努力もいたしてらうつもりで、県の水産主務課長に対しても、こういう事情にあるから四月、五月中にきまるから、ぜひ早くできるだけの手を打つてもらいたいというお願いもしてございまして、さういふつけ加えますと、昭和二十九年におきまして、地方財政計画にさしあたり三億のお金を計上してらうことになつております。さらにこれはまた状況によりまして、去年も修正がございまして、地方財政計画の御修正をお願いすることになると思ひます。

○赤路委員 大体それで了解いたしました。なぜ私がよくこれを申し上げますかといひますと、先ほど自治庁の方の部長の話を聞いておりました。県の単独事業のわくの中で、県の申請の順位といふことが一応問題になつた。これは私はよくおののの主体があるのですから、その主体を無視して起債

を許すというわけに行かないでしよう。県の熱意が問題の焦点になつたと思ひます。従つて県の熱意があるかないかといふことが、自治庁の起債を許す場合の一つのウェイトにしなければならぬといふことは、今までの御説明の通りなんです。従つて県に熱意を起さしめるということが必要である。そのことは自治庁にいかにか公文をもつて関係課長に話をしようとも、県が主体である限りは県に手を打たなければならぬ、こういう点であります。従つて当然出資さるべきものが出資されてい

ないといふことは、もちろん先ほど来松田委員なり川村委員の御意見等もありましようが、要は県にそれだけの熱意がない、県の熱意を促すという手段を、当然所管官庁である水産庁としては考えられなければならぬ。それでこの点課長から御説明をお願いしたので、これは了解いたしました。

そこで問題は、融資金額が三十六億に上つておる、当初の目標よりも順調に行つてオーバーして、これは二十六億といふことになつた、問題は中小漁業融資保証法によるところのこの政府の特別会計が、二十七年の補正予算で五億組まれたりして、本年度もこれは全然ないですが、一体これで三十六億の融資がおそろくたひま御説明にあつたように、出資金にいたしましても十二、三億ふえて来るということになれば、当然融資総額もふえて来ると思ひますが、これは五億円でやつて行きますか。これに対する何か案を持つておられたら伺ひたい。

○中里説明員 御質問のように五億円の保険金の支払いの用意はただいまございまして、設立は比較的順調に行つた

のでございますが、御承知のように政府の保険金の支払いの時期は、融資金が参りまして、一定の期間がたつた上で協会が代位弁済いたしましたして、その上で政府が保険金を七掛支払うという仕組みでございますので、相当期間ずれるわけでございます。それともう一つは、一体どれくらい保険金を支払うような事態が発生するかということもまだ実はつきりいたしておりません。どのくらいに利用者の延滞があつて、どのくらいに保険事故が起るかという点も実はまだつきりいたしておりませんが、五億円見当ではとても足らなくなる事態が来ると私は思っています。その際は、われ／＼といたしまして当然修正予算なりで御審議をお願いいたしますことになると思ひます。

○赤路委員 当初これを立案いたしましたときは、大体最初六箇月、次が三箇月、三箇月という／＼督促の方法を講じて、もしこれらの返済が遅れた場合は、当然一箇年間で保証しなければならぬことになっております。だいたいしたと、二十九年度の後半期においては、当然これらのものが出て来るといふことを、現在の漁業の状況から考へた場合は、考慮に入れておかなければならぬ。その場合、今の五億では足りないといふことは——これは私も計算してみないし、現在出て来ないのだから、わからないことであるが、一応の予測としては立てられるのではないかと、そのときに、ないからといってほうりっぱなしにしておくわけには参らないのであります。であればこそ、二十九年度の予算編成の当初におきまして、われ／＼はこの点については常に強く要望をした。本日

は大蔵省が出て来ておりませんけれども、これは大蔵省側に対して当然強く要望するところでありまして、これに対する方法は、当然私は考へておかなければならぬ。本年度どうなるか知りませんが、修正予算の計上ももしあるとするならば、当然これが組まれていなければ運営がでないという状態になろうと思ひますので、この点特に腹をすえて、ひとつ大蔵省の方へもあるいは農林大臣等にも御交渉になつて、この線の獲得に努力していただきたい、この点だけ御希望申し上げまして、私の質問を終わります。

○鈴木(善)委員 私からも二、三お尋ねしておきたいのでありますが、後藤部長にお伺ひいたします。地方公共団体の六億の出資のうち、一億八千八百万の出資を仰いでおるようでありまして、この六億の出資の都道府県と市町村団体との内訳がどうなつておりますか。それからそのうちの起債部分の都道府県とその他の市町村団体との内訳はどういうぐあいになつておりますか。パーセント程度でけっこうなんです、ひとつ伺ひたい。

○後藤政府委員 前段の出資金の内訳は私もよくわからないのであります。私は大体財政計画くらい——五億が財政計画ですが、それくらいは消化しておるのだからと考へておつたのであります。起債の方は県と市町村と合せて一億八千八百八十万円、そのうち県分が一億六千五百万円、その県は北海道、青森、鳥取、愛媛、高知、長崎の六県であります。市町村分

は、北海道と福岡の市町村で二千三百八十万円であります。

○鈴木(善)委員 私が想像いたしておつた通りであります。先ほど来問題になつております地方公共団体の出資が、十億に満たないわけに六〇〇程度にすぎないというその内容を分析してみますと、各府県とも市町村団体にも出資の割当をしておるのであります。ここに起債の面でも現れておりますように、市町村団体が現在財政状態が非常に苦しいために出資をし得ないというものが、十億の予定が六億程度にとどまつておる一つの原因であらうかと私は思ふのであります。これは主として沿岸の市町村が出資の割当を受けておるのであります。一番漁業経済に密着した地方団体であり、漁業に対しては一番認識が深いはずのこの沿岸の市町村団体が出資に際し得ないということは、先ほど赤路君が地方団体に對する指導が足りないといふことも指摘されたのでありますけれども、よく認識しておるけれども、地方自治団体の財政がこれだけ窮乏しておるというところを如実に物語つておるのではないかと私は考へるものであります。なお府県の場合におきましては、後藤部長も御承知の通り、昨年は府県団体が出資をいたしました制度には、新たに母子福祉法があつたという関係で、府県民全体に広く適用され、独立後の社会政策として強く要求されておつた母子福祉法の出資の年度にありました関係から、出資を要する起債のいづれをとるかといつた場合に、この母子福祉法関係の出資の方を優先的に府県団体が取上げて行つたという事情もありまして、結局保証協会に對する出資の方が

遅れた、こういう事情もあらうかと私は思ふのであります。私どもは、水産当局から御報告がありました今後の十二、三億の増資が予想されるのであります。これがこれに比例してさらに地方公共団体の出資が要請されておるこの際、政府がよほどの指導力をもつて、また自治庁当局が、これに對して十分な御理解をもつて御援助をいたさなければ、法律に定めたとこの公共団体の出資額を満たすことは、とうてい困難ではなからうかと私は思ふのであります。この点は特に水産当局のさらには一層の御努力を希望いたしますと同時に、自治庁の十分なる御理解と御協力を強く御要望申し上げたいのであります。

それからもう一点水産当局にお尋ねしたいのは、三十六億の融資のうち、みづから出資をし、あるいは地方公共団体が出資をした二十六億を差引いて考えますと、金融機関からの融資がわずかに十億程度しか出てないといふことが指摘できると思ふのであります。この制度の特徴は、漁業団体や漁業者が出資をし、なお国や公共団体の援助のもとに二倍、三倍の融資を受ける、その信用のフンドをつくるんだといふところに立法の趣旨があつたのであります。この二十六億の出資に對して三十六億程度の融資しか行われていないといふことでは、ほとんどこの制度の目ざしたところの立法の趣旨が十分に満たされていないといふことを、遺憾ながら私どもは指摘せざるを得ないと思ふのであります。この融資の割合につきましては、少いところでは出資額の三倍、多いところでは四倍あるいは五倍というぐあいに規約

では定められておるはずであります。それが自分の積み立てた格好の五〇〇程度しか金融機関から現実には借りられない。このことはどういふ点に基因いたしますか、その辺の政府の見ておられるところをお承りいたしたいと思ひます。

○中里説明員 ただいま鈴木先生が御指摘した通り、出資総額に對する実際の現実の融資額は三十六億程度でありまして、われ／＼が当初予想したより、倍率はたゞいまのところ非常に低いのでございます。これはまだ出資当初でございます。これは各協会ともなるべく自衛いたしまして堅実にやりたい。漁業の融資のうちどのくらい集つてきになるかわからぬ、代位弁済がどのくらいあるかわからぬので、なるべくかたくなに行きたいという方向が支配的であつたためではないかと私は思ひます。そういう意味におきまして、融資があまり伸びてない段階にございまして、従いまして今後現在のような金融情勢を前提にいたしますと、おそらくこの保証制度を利用いたしまして、融資がどうしても保証制度の方にただれ込んで来るということが相考えられますので、私どもは必ずしもこの保証制度が必ず／＼ふえることのみを実は念願しておらないのでございます。御承知のようにこれには若干の金利がさむわけでございますが、現在のようにならざるを得ない、あるいは現在の漁業のいろ／＼な経営難からして、どうしてもこの保証制度の利用が活発にかざるを得ないといふことが予想されるわけでございます。そういう意味に

おきまして、今相当努力して積んでい
る基金が、近き将来においては、これ
がよいか悪いかわかりませんが、別といたし
まして、相当程度倍率が伸びて行くの
ではないかというふうな気がいたします
す。しかしそれは必ずしも漁業におけ
る絶対量の増加が増加するということ
は期待できないのであつて、通常の融
資のものがこれに入つて来るおそれが
相当あるような気がいたします。もう
少したつてみますと、その点ははつき
りいたすわけですが、たゞいまし
まのところで出発早々でございますし
て、残念ながらまだ伸びていません。
まだこれからということでございます。

○鈴木(善)委員 今中里課長の御見解
では、協会が堅実な方針をとつてい
るために融資の倍率が非常に低いとい
うような御意見でありましたが、もし水
産庁の見ておられるようなことであ
るならば非常にけつこうなことであり
ます。それならば、しかしながら私ども
の聞いております範囲では、協会は二
倍、三倍の保証をやつておられるけれ
ども、金融機関の方でさうな二倍、三
倍の融資は困るということで、出資金
にわずかに上まる程度の融資に押え
ておられる。これは金融機関の方から制
約が、このように形において現われて
おるといふように私ども聞いて来るの
であります。この点は非常に将来に
対する見通しとしては暗い印象を受け
てゐるわけでありまして、協会の堅実な
方針で進んでゐるために、むしろ倍率
を押えておるといふことであれば、政
府側の再保険と相まつて、今後の金融
事情で手綱をゆるめて行ける、倍率を
増し得る、さうして融資率を高められ

るといふ将来に対する大きな潜在金融
力をここに予定することができるとい
うことが、さうでなくして協会の二
倍、三倍の保証にもかかわらず、金融
機関自体が独自の立場からこれをしほ
つておるといふことであるならば、こ
の制度の将来は非常に暗い。私どもは
このことを非常に憂へておるのであり
まして、もう少し水産当局が、今後の
この制度助長の見通しをつけるため
に、詳細なる御調査をいただいて、当
委員会に御報告をいただくことを希望
するものであります。

次にもう一つ融資率が伸びないとい
うのは、金利の問題があるのかと思
うのであります。水産当局も非常にこ
の点の改善を意図されて、二十九
年度予算の折衝におきましても、い
る御苦心をなさつたことを私ども承
知をいたしておるのであります。これ
は今後におきましても、政府と国会が
一体になつて、少くとも協会の保証に
よつて、保証金分だけ一般金利よりも
高くなるというふうな欠陥は、できる
だけ早くこれを排除しなければならな
い。この点は、今後国会側としても大
きな責任があると私は反省をいたして
おるわけでありまして、

なお今後金融引締めの方針が
堅持されて参りますならば、この面に
対する資金需要が相当強くなつて来る
ということは、中里課長御指摘の通り
であります。私どもは漁業団体の融
資をさらに促進いたしますと同時に、
地方公共団体のそれに伴う責任出資の
確保を、重ねて自治庁及び水産庁に御
要望申し上げます、私の質問を終る次第
であります。

○赤路委員 関連して。ただいま鈴木

君からお話があつたわけなんです、
この現在までの貸出し状況について、
十分御調査を願ひなければならな
いと思つておられます。今鈴木委員から言
われまして、金に、金融機関がこれを
押えておるといふ点が、これは私
どもも聞いておられます。もう一つの点
は、かりに基金の方へ金融上の保証を
求めに行きますと、基金の方ではまず
銀行へ行け、銀行の方でいいというな
らば手形を出さう、さういふようなこ
とで、おおよそわづらひが当初この法律
をつくりましたときは逆な形ではな
れておるといふことが、金融が伸びな
い一つの点であるかと思つて、今金
利の話を申されたが、われわれが、あ
いといつて、さういふ形を打出したこ
とは、問題であるとかあるいは仲買
であるとかいふような方たちから金
を借りておるとか、あるいは高利貸しに
金を借りて、銀行ではどうしても出
しを食つて借りられないような零細な
漁家に対して、何とかこの際救済道
を講じなければならぬじやないか、さ
ういふことでこれが成り立つておるの
であつて、おおよそ銀行において信用の
あるものならば、さういふ高利のもの
は借りなくてもよいだらうし、銀行へ行
つて承認を得られるようなものならば
問題は、そのところがあるかどうか
作の面において逆になつておるよう
に思ひますので、これらの点は十分御
査願いたしますと、これに対する指
導のあやまちなきように、ひとつ十分
な御注意をお願い申し上げておきたい
と思ひます。希望であります。

○田口委員 水産庁に各府県別の出
資、貸出し、さうしてその率がわかる

ような資料をひとつ出していただきた
いと思ひます。

○田口委員 私は今いろいろ伺つてお
つて、結局資料をいただくということ
になつて、それはたいへんけつこうだ
と思ふ。要は私はさう思ふのです。水
産庁と地方自治庁の財政部とが緊密
な連絡をとつて行かなければならぬ
が、それによつて出て来る方法とし
て、今データが出て来る。出て来た結
果、そこでどのくらい出しておるか
という、地方のこの基金に対するつま
り積極的なパーセンテージでも出して、
これを具体的に効果あらしめるのに
は、やはり水産庁が行政的措置をして
行くのがいいじやないか。君の方では
これは数字はさうだといふて来るけれ
ども、お前のところは一番大事な資金
を等閑に付しておるかとか、パーセ
ンテージがよくないところは十やると
ころは八だ、君のところは非常にいい
からまことところは十やるといふ
うふうに取り扱して、総じて行くよう
な方法をとれば、効果が現われて来る
じやないか、さういふのであります。
とにかく地方では、学校が先だとか
あるいは今はやりの母子の方が先だ
とか、さう来るのですが、今一番中小
漁業者を救うのは資金である。その
資金の、これはさうだといふ見通しを
つけて、先ほど松田委員も言つてお
つたが、二十七年の十一月にこの法律
が施行された。さうして二十八年その
実施に移つたときに、水害、冷害その
他によつてスタートが遅れ、これが芽
ばえていよいよ、実を結んで行こうと
したら、今度は一兆のわくだといふこと
になつて来た。さういふようなところ

へ地方が熱意がないといふことだか
ら、やはり行政上の措置面であつたし
ば、さういふ効果が出るのではない
か、さういふのであります。これは
答弁はいりません。自治庁はひとつ
さういふ方針で措置願つたらいいんじ
やないかといふことを要望いたしてお
きます。

○田口委員 次に漁場水質保護法案

起草に関する件について、川村善八郎
君より発言を求められておりますか
ら、これを許します。
○川村委員 私はこの漁場水質保護法
案起草に関する件の動議を提出いたし
ます。御承知の通り最近、工業その他
土木事業等の発展によつて、公海、領
海、港湾、湖沼、河川における漁場水
質の汚濁によつて、水産業のさうむる
被害はまことに著しいものがあるの
であります。これまででも毎年十数億
を下らないのであります。しかも年々
増加の傾向を示しているものでありま
す。これらに対処するには、現在水
産資源保護法、汚物掃除法、河川法、
鉱山保安法等があつて、それらの立
場から取締りを行うことになつてお
るのであります。いづれも断片的で、
かつ抽象的な規定でありまして、實際
においては取締りが困難であるのであ
ります。さきにこのことを水産議員連
盟で取上げまして、さういふ協賛を
いたしました結果、ぜひともこのこと
を立法化しなければならぬといふこと
で、それ／＼取運んで参つたのでござ
います。いまだに実現ができません
たのであります。よつてこの際水産
委員会におきましては、至急に本法案
の起草をする必要があると思つており

ます。この起草ができましたならば、すみやかに国会に提出いたしまして、立法化することが必要であるのでございませうけれども、今国会の今期は余ところ十数日ありませんので、とうてい間に合わないことは存じますけれども、まずおそくも来るべき国会にはぜひとも立法いたしまして、水産業のこうむる大きな損害等を防止いたしまして、漁民の福祉をはかりたいというのが、私の今度提案をいたした理由でございますので、本委員会におきまして、それ／＼委員長からお諮りをしていただきますして、実現の運びになるようにお願いをいたしておきます。

○田口委員長 川村君の御発議について御意見はございませんか——速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を続けてください。

ただいまの川村君の発議に関する水質汚濁の問題は、きわめて重大なる問題でもありますし、関係方面が広汎にわたつてゐる関係もありまして、本委員会において取上げるかどうかという問題につきましては、いさしく慎重に研究した上で決定いたしたいと思ひます。さような取扱いに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ないようでありますからさう決定いたします。

本日はこの程度にとどめ次会は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和二十九年四月二十八日印刷

昭和二十九年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局